

岩手県医療局管理規程第3号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 国、地方公共団体又は公共的団体等で別に定めるものが行う事業に係る環境の保全を図るための活動で別に定めるもの</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p>4 <u>平成28年9月2日から同年10月25日までの間に、職員が第71回国民体育大会又は第16回全国障害者スポーツ大会の運営を支援する活動を行う場合における当該活動については、第34条第25号中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は第71回国民体育大会若しくは第16回全国障害者スポーツ大会の運営を支援する活動（ウ又はエに掲げるものを除く。）」として、同号の規定を適用する。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 国、地方公共団体又は公共的団体等で別に定めるものが行う事業に係る環境の保全<u>又は文化若しくはスポーツの振興</u>を図るための活動で別に定めるもの</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。